

(案)

1 1 原委第 4 2 号
平成 1 1 年 7 月 1 6 日

内閣総理大臣 殿

原子力委員会委員長

株式会社東芝 原子力技術研究所の原子炉（臨界実験装置）の設置変更
〔放射性廃棄物の廃棄施設の変更〕について（答申）

平成 1 1 年 4 月 2 0 日付け 1 1 安（原規）第 4 4 号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 2 6 条第 4 項において準用する同法第 2 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認める。